

八王子市恩方老人憩の家のあり方について

1 主旨等

(1) 主旨

現在市が運営する高齢者向け公共施設として、八王子市恩方老人憩の家(以下、憩の家という)及び八王子市長房ふれあい館(以下、長房ふれあい館という)の2施設がある。そのうち憩の家については、令和6年度に社会福祉審議会への諮問を経て今後のあり方を決定する想定である。

(2) 社会福祉審議会にご意見をいただきたい内容

ア 施設の持続可能性や公平性の観点から考慮した、対象を高齢者に特化した機能やサービスの必要性の有無

イ アを踏まえた憩の家の今後のあり方

(3) 本日の議論の目的

来年度の議論に向けて事前に論点を洗い出すため、上記ア「施設の持続可能性や公平性の観点から考慮した、対象を高齢者に特化した機能やサービスの必要性の有無」に絞って御意見をいただきたい。

2 施設に係る基本情報等

(1) 基本情報

資料 2-2 のとおり

(2) 下恩方町の認定率順位

71 位/199 位(令和 5 年 6 月末時点)

(3) 憩の家と長房ふれあい館が現在の場所に設置された経緯

ア 憩の家

昭和 40 年厚生省社会局長通知「老人憩の家の設置運営について」(老人憩の家設置運営要綱)に基づき、昭和 49 年(1974 年)に市民部恩方事務所と併設して設置。

イ 長房ふれあい館

集会施設と高齢者の娯楽施設を兼ね備えた複合施設として、平成 12 年(2000 年)に設置(都営住宅長房団地建替事業の中で 5 階建て都営住宅の1階部分に整備)。

(4) 恩方農村環境改善センターの基本情報

資料 2-3 のとおり

3 あり方検討の背景

(1) 社会環境の変化

高齢化率の上昇や民間サービスの充実等、施設設置当時から社会環境が大きく変化しているため、対象を高齢者に特化した本施設の必要性の検討が必要。

(2) 効率的な施設運営

隣接する恩方農村環境改善センターと利用実態が類似しているため、より効率的な施設運営方法の検討が必要。

(3) 市施設の入浴施設廃止

市施設の入浴施設廃止の流れを受け、憩の家の入浴施設についても方針の検討が必要。

施設名	廃止時期	主な廃止理由	後利用方法
戸吹湯ったり館	令和 4 年 3 月	施設老朽化による維持管理費の増加	防災機能などを備えた広場として整備予定
北野環境学習センター(あったかホール)	令和 4 年 12 月	清掃工場の稼働停止に伴う熱源消失による廃止	北野環境学習センター生きもの展示室
南大沢・東浅川保健福祉センター	令和 6・7 年度	保健福祉センターにおける機能強化(地域の健康づくりの拠点、地域のアウトリーチの拠点、子育て世帯に対する包括的な支援体制)に伴う廃止	子ども家庭支援センターの移転先

4 全国・他市の事例

(1) 憩の家及び老人福祉センター 全国の数

資料 2-4 のとおり

(2) 憩の家 他市の廃止事例

自治体名	廃止時期	主な廃止理由	後利用方法
京都府 京都市	平成29年4月	民間サービス充実等による施設設置の必要性・効果の低下	民間事業者等により健康長寿サロンを設置・運営
東京都 新宿区	令和3年9月	施設老朽化により改修費に2億円以上かかること、直近6年で利用者が3割近く減少していること	民設民営の障害者グループホームを設置
新潟県 上越市	令和 5 年4月	浴室機能は民間においても提供されていること、施設の維持管理に毎年 2,000 万円以上の公費負担が発生していること	高齢者の趣味活動・作品展示、地域の交流の場として改修・リニューアル

5 昨年度第4回の分科会でいただいたご意見

(1) 高齢者向け施設がある地域が恩方、長房のみと偏っているため、他の地域にも作るべき。

(2) 施設を知らないと利用できないため、施設について周知をすべき。

(3) 入浴施設は、民間サービスに対して補助金を出した方が経費が安く、市民も地域を限定せずに利用できる。

(4) 施設の設置目的が不明確。市民の交流の場である市民センターが18カ所あるため、昭和40年代に設置された本施設は本当に必要なのか。

(5) 利用者を高齢者に限定せず、多世代が利用できる方が、税金の使途として理解を得やすい。

6 今後の検討スケジュール

時期(令和 6 年度)	内容
4～5 月	憩の家利用者アンケートの実施
4 月	第 1 回高齢者福祉専門分科会にて議論
8 月中旬	第 2 回高齢者福祉専門分科会にて議論
11 月下旬	第 3 回高齢者福祉専門分科会にて議論
令和 6 年度末まで	方向性の決定

7 【参考】憩の家のあり方に係る検討状況（可能性のない選択肢）

	内容	可能性のない理由
(1)	浴室のみ廃止	廃止した場合の経費削減額が 5～60 万程度と財政的メリットが少なく、建物の構造上、浴室を改修して新たなスペースとして利用することもできない。
(2)	リエイブルメントセンター※ ¹ のサテライトへの転換	駅等からのアクセスが悪く、立地的に人が集まりにくい。
(3)	市民センターへの転換	市民センターは、住民協議会が運営に関わっている。17 館構想のもと設置しており、増設する予定はない。
(4)	市民集会所※ ² への転換	市民集会所は拡充する予定はなく、恩方は市民集会所を廃止して高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートに転換した経緯がある。
(5)	高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートのスペースへの転換	両者とも、一部屋空いていれば相談スペースとして使用するが、2 階フロア全ては不要。

※1 要支援者を主な対象とし、運動や趣味の講座等を通じて介護予防を目指す「住民主体による通所型サービス」を実施している施設。

※2 会議室等の有料貸出を行う、市民部事務所に併設された施設。